

平成 3 1 年度 教育行政執行方針

I はじめに

平成 31 年第 1 回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

現在、国においては、第 3 期教育振興基本計画を策定し、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図る取組を進めております。

また、北海道教育委員会では、北海道教育推進計画のもと、「自立」と「共生」の二つの基本理念の実現に向けて、「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力の育成」と「学校・家庭・地域・行政の連携による、人口減少に対応するための教育環境の形成」の二つの重点を示し、具体的な教育施策の推進に努めております。

名寄市教育委員会では、国や道の動向を踏まえるとともに、名寄市総合計画（第 2 次）中期基本計画の「生

きる力と豊かな文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標とし、平成 31 年度の学校教育推進計画、社会教育推進計画の確実な推進に努めてまいります。

以下、平成 31 年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

Ⅱ 重点施策の展開

1 学校教育の重点施策の展開

はじめに、学校教育の重点施策について申し上げます。

平成 31 年度の学校教育については、名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てるために、学校と家庭、地域、行政が一体となった教育活動の推進を目指し、次の 7 つの重点的な取組を進めてまいります。

(1) 確かな学力を育てる教育の推進

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について

申し上げます。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、確かな学力を育成するため、3年目となる第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組をより一層充実してまいります。

具体的には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善を重視するとともに、思考力・判断力・表現力の育成に資する「書く」活動や家庭学習の充実、ICT機器の効果的な活用などを図ってまいります。

また、児童生徒の「主体的に学習に取り組む態度」を育むため、天文台や北国博物館などの本市の教育資源や、名寄市立大学の学生支援員などの積極的な活用に努めてまいります。

「学校力向上に関する総合実践事業」では、名寄小学校・名寄南小学校・名寄東小学校・名寄西小学校・風連中央小学校の5つの小学校及び名寄中学校・名寄東中学校の2つの中学校の7校を実践指定校として、

市内の小中学校が連携して、基礎学力を保障する取組や本事業のアドバイザーによる教育講演会の実施、他地区の実践指定校の視察などに努めてまいります。

今後、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組と道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」を連動させながら、市内の小中学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

(2) 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成については、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳科を要として家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通して道徳性を養う指導を推進してまいります。

道徳科の指導では、ねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に

取り入れるなど、指導方法の工夫・改善に努めてまいります。

また、地域の先人や文化等を教材として開発した、木原天文台を建設した故木原秀雄氏の生き方を題材とした道徳科の読み物資料の改良を図ったり、市民文化センター E N - R A Y ホール等の施設を積極的に活用したりして、児童生徒の豊かな情操を養うよう努めてまいります。

読書活動では、全ての小学校に配置している学校司書を活用して、蔵書の配置を工夫したり、本への興味関心を高める環境を整備したりして、児童生徒の豊かな感性や創造性を高めてまいります。

さらに、生徒指導では、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を基盤として、互いに協力し合い、助け合う望ましい集団の育成を目指してまいります。

とりわけ、いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止等対策組織」に基づいて、い

じめの定義やいじめ解消の判断基準を具体的に示すとともに、いじめ防止基本方針の取組状況を学校評価において評価し改善に生かすなど、取組を強化してまいります。また、「名寄市小中高いじめ防止サミット」については、いじめ防止宣言の内容を子どもたちが自己評価しやすいように改善を加えるとともに、その内容が確実に定着するよう取組を充実させ、いじめの根絶を目指してまいります。

なお、いじめについては「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を有効に活用し、早期発見、早期解消に努めます。また、教育相談センターの教育推進アドバイザー、教育専門指導員等との連携に努めるとともに、中学校に配置しております心の教室相談員による教育相談については、必要に応じて小学校でも実施できるようにします。

不登校の児童・生徒への対応については、学校や教育相談センター・子ども未来課などの関係機関が連携

を図り、組織的、計画的に支援することが重要なことから、児童生徒理解・教育支援シートを作成して活用し、一人一人の児童生徒に応じた支援に努めてまいります。また、必要に応じて道教委に配置されているスクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用し、不登校解消に向けた取組の充実にも努めてまいります。

スマートフォンや携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用の防止などについては、生徒指導連絡協議会や関係機関・家庭と連携しながら、青少年センターや道教委が作成した啓発用のパンフレットなどを活用し、児童生徒が情報モラルを身に付けたり、望ましい生活習慣を確立することができるよう取り組んでまいります。

健やかな体の育成については、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした

体力づくりである「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実に努めてまいります。

また、道教委の指定事業である「オリンピック・パラリンピック推進事業」を通して、児童生徒のオリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値への理解を深めるとともに、豊かなスポーツライフの実現に向けた機運の醸成を図る取組を推進します。

さらに、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、課題解決に向けた実技講習会を実施したり、体育の授業の工夫改善を図るなど、体力向上の取組を一層充実させてまいります。とりわけ、課題となっている「走力」については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組とスポーツ・合宿推進課の学校連携事業「体力向上プログラム」の取組とを連動させながら向上を目指してまいります。

学校における食育の推進については、栄養教諭が中心となり学校給食を生きた教材として活用し、児童生

徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、各学校と連携を図りながら指導の充実に努めてまいります。

また、学校内での指導だけでなく、家庭に配られる献立表、給食だよりやインターネットでの情報発信などを通して、保護者等を含めた食育の推進を図られるよう取り組んでまいります。

学校給食では、安全で安心な食材選びに心がけ、生産者や関係団体との連携を図り、可能な限り地場産食材を活用することで地産地消の拡大に取り組んでまいります。

(3) 特別支援教育の推進

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

特別支援教育の充実を図るためには、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが重要であります。そのため、3年目となる文

部科学省指定の「インクルーシブ教育システム推進事業」を通して、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備してまいります。

また、特別支援教育学習支援員を増員するとともに、名寄市立大学との連携によるティーチング・アシスタント事業の有効な活用や特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談の充実に努めてまいります。

名寄市特別支援連携協議会では、本市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため、学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施したり、幼稚園や保育所、学校、関係機関等との情報交流の促進に努めてまいります。

また、保護者や各関係機関が連携して継続的な支援を実現するために、個別の支援計画「すくらむ」の有効な活用の在り方について協議を進めてまいります。

（４）社会の変化に対応する力を育てる教育の推進

次に、社会の変化に対応する力を育てる教育の推進

について申し上げます。

国際理解教育については、外国人英語指導助手を配置して効率的な派遣方法を工夫したり、小学校外国語活動と外国語の指導時数を確保するとともに、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動の充実に努めてまいります。

キャリア教育については、児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育てるため、社会見学や職場体験活動等を効果的に推進してまいります。また、児童生徒が自分のよさに気づき、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう、上川版キャリアノート「マイノート」を活用するなどして、教育相談や進路指導等の充実に努めてまいります。

情報活用能力の育成については、児童生徒の発達段階を踏まえ、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラルを確実に身に付けさせることや、目的に応じてコンピュータ・情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的に活用できるように

するための学習活動の充実に努めてまいります。

とりわけ平成 31 年度は、名寄市学校教育情報化推進計画にもとづき、モデル事業学校において、I C T を活用した主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善や、特別支援教育における I C T の活用促進、校務支援システムを活用した業務改善による教育の質の向上などに取り組みます。

また、平成 32 年度からすべての小学校において必修化されるプログラミング教育の円滑な実施に向けた準備を、学習指導の側面と I C T 環境整備の側面との両面から計画的に進めてまいります。

主権者に関する教育については、児童生徒にふるさとへの愛着や豊かな情操を養うため、「ふるさと未来トーク～市長・教育長と児童生徒との懇談会～」を実施するなどして、地域への愛着や誇りをもち、ふるさとに根付く子どもたちを育ててまいります。

(5) 信頼される学校づくりの推進

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げ

げます。

信頼される学校づくりを進めるには、学校と家庭・地域が教育の目標を共有し、協働して組織的に課題に対応し、学校改善に努めることが大切であります。

このため、各学校では、本市共通モデルの学校経営計画及び学級経営案を効果的に生かし、学校の課題を明確にした上で、年度の重点教育目標を設定するとともに、名寄市総合計画（第2次）中期基本計画や名寄市学校教育推進計画との関連を図りながら学校経営を推進してまいります。

さらに、学校評価については、各学校が年度の重点教育目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果や改善策の妥当性について評価する学校関係者評価を実施し、その結果を公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校の年度の重点教育目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。

コミュニティ・スクールについては、平成31年度

中に、現在、未設置の名寄西小学校への学校運営協議会の設置、また、名寄小学校と名寄東中学校、名寄南小学校と名寄中学校、風連中央小学校と風連中学校においては、小中合同の学校運営協議会を設置し、市内すべての学校をコミュニティ・スクールとする取組を進めてまいります。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、名寄市教育改善プロジェクト委員会による全小中学校共同で行う研修会や中堅教職員のマネジメント力を高める研修会などを通して、教職員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を高めてまいります。また、外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、プログラミング教育などの新たな課題に対応できる力量を高める研修の充実にも努めてまいります。

服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、道教委か

らの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用して校内研修を進めてまいります。

学校における働き方改革の推進に向けては、教職員の多忙化が依然として解消されていない状況にあることから、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、学校における働き方改革に向けた取組を一層推進する必要があります。このため、道教委の「北海道アクション・プラン」に示された取組の方向性をもとに、現在、策定を進めている名寄版「アクション・プラン」に基づき、学校内での業務改善の意識改革と体制づくりを進めてまいります。

(6) 安全・安心な教育環境の整備

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

安全安心な教育環境づくりについては、各小学校区に組織しています安心会議などと連携を図りながら、交通安全指導や安全マップを用いた児童生徒の通学

路の安全確保、「地域 110 番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して、地域ぐるみで不審者への対応をしてまいります。さらに、昨年 10 月に設置した「名寄市通学路安全推進会議」では、通学路の安全を確保するための課題とその解決に向け、関係機関と連携し継続的に安全点検や安全対策に努めてまいります。

風連中央小学校の校舎・屋内運動場の改築につきましては、本体工事が完了し 3 学期始業時から供用されました。平成 31 年度は旧校舎・屋内運動場等の解体と屋外運動場の整備に取り組んでまいります。

また、学校給食センターは、平成 3 年の改築以来 27 年が経過しており、施設や調理機器の年次的な更新を進めております。平成 31 年度も施設の整備・更新を進め、安全・安心で安定した学校給食の提供に努めてまいります。

(7) 高等学校教育の充実

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

名寄市内の高等学校は、中学校卒業生の減少により

定員割れが続いている状況にあります。

本市では、市内各高等学校と連携を図り、生徒の資格取得に対する意識の高揚と魅力ある学校づくりを支援するため、平成 29 年度から「名寄市高校生資格取得支援事業」を創設し、活用いただいておりますが、今後においても多くの生徒に活用いただくよう取り組んでまいります。

さらに、将来に向けての高等学校の在り方につきましては、中卒者数の減少により平成 32 年度から名寄産業高等学校が一間口削減となりますが、このような縮小傾向の中においても、進路希望に沿った学習ができる環境を充実させたり、地域の産業を支えるための人材を育成するため、道教委と連携を図り協議を進めてまいります。

2 社会教育の重点施策の展開

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

平成 31 年度の社会教育については、名寄市社会教育推進計画に基づき、市民の皆様が生きがいのある人生

を送ることができる生涯学習社会の形成を目指し、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

(1) 生涯学習社会の形成

はじめに、生涯学習社会の形成について申し上げます。

市民講座では、ワークショップを取り入れたまちづくり講座「エンレイ・カレッジ」を実施し、住民自治の向上を図る取組を進めてまいります。

また、グループやサークルの活性化や組織化を支援する「ジャックの豆事業」の奨励、市民が文化芸術を体験・発表する生涯学習フェスティバルの開催など、市民が自主的な学習に取り組める環境づくりに努めてまいります。

風連地区については、文化交流施設として定着した「ふうれん地域交流センター」を中心に、地区の各種団体等と連携しながら地域の活性化を図るとともに、風連陶芸センターや風連公民館等を活用した生涯学習事業の推進に努めてまいります。

智恵文地区については、住民ニーズの把握に努めたり、農村地区という地域特性を踏まえ、学校をはじめ関係機関との連携を一層深めながら生涯学習事業の推進に努めてまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

図書館では、市民の生涯学習活動を支援するため、利用者の様々な要望を踏まえ、図書資料などの充実や読書環境の整備に努めてまいります。

また、子どもにとっての読書は、豊かな心の形成に必要なものであることから、「第3次名寄市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、ボランティア団体、幼児施設、学校などと連携しながら、絵本の読み聞かせなどを推進し、子どもの読書習慣の定着に向けた取組に努めます。

さらに、風連中央小学校に市立名寄図書館のサービスポイントである風連分室を開館しました。これからも、地域住民の利便性の向上を図るとともに、市民が自ら学び、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習の

機会や情報の提供に努めてまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

今年も、大きな天文現象はありませんが、日常的に星空への興味・関心を持っていただき、来館していただけるような取組を行ってまいります。

学校教育との連携では、新学習指導要領にそったプラネタリウムの学習投影など、子どもたちの興味を引き出す授業内容に取り組んだり、移動式天文台車の積極的な活用についても、広く利用を呼び掛けてまいります。

研究分野では、北海道大学との連携の下、ピリカ望遠鏡を利用した研究を一層進め、全国に成果を発信してまいります。

交流事業としては、国立天文台石垣島天文台や台北市立天文科学教育館との共同観測、天文現象の相互配信などで交流を深めるとともに、全国の天文台との協力の下、相互に利用者が行き来できるような取組を進めてまいります。さらに、星と音楽をテーマにした星

祭りや音楽イベントなどを、より多くの市民や全国の方々に利用していただけるよう開催方法などについても工夫してまいります。

また、きたすばる天文台の開館 10 周年に向けた企画などについて検討を進めてまいります。

(2) 家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着や子育て中の家庭同士の交流拡大に向け、幼稚園の保護者を中心に開設する家庭教育学級の支援や家庭教育支援講座などの取組を進めてまいります。

(3) 生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の改修では、昨年 12 月に市民のスポーツ活動の拠点であります名寄市スポーツセンタートイレの全面洋式化並びに多目的トイレを新設するなど、市民に安心で快適なスポーツ環境の整備を行っ

てまいりました。

今後も、市民の体力向上と競技力向上に資する施設の整備と、スポーツ施設全般の長寿命化を目指した修繕を行ってまいります。

スポーツの振興では、体育協会及び各競技団体と連携を図りながら各種スポーツ大会の誘致を推進し、スポーツによる交流人口の拡大に努めてまいります。

また、子どもたちのスポーツ機会の充実、体力向上を図るため、各種スポーツイベントを開催するとともに、スポーツを通じて市民が心身ともに健康で活力ある生活が送れるよう、各種事業に取り組んでまいります。

(4) 青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

児童生徒が自然の中で学び合う野外体験学習事業「へっちゃLAND2019」を実施するとともに、友好交流都市である東京都杉並区との小学生交流事業として、夏季の「都会っ子交流」及び冬季の「自然体験

交流」を引き続き実施してまいります。

また、子ども会育成連合会などと連携したリーダー育成事業、スポーツ大会、育成者研修等の取組を進めたり、青少年の健全育成や育成環境の整備に努めてまいります。

名寄市成人式については、実行委員会を中心に企画運営を行い、趣向を凝らした内容で開催してまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館では、自由来館型の施設として安全安心な居場所となるよう努めるとともに、遊びやスポーツ、各種行事を企画し、子どもたちの健全育成を図ってまいります。

放課後児童クラブでは、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、放課後における児童の遊びや生活の場として、施設運営の充実や環境整備を図り、児童の健全育成に努めてまいります。

また、民間学童保育所に対して、児童の安全安心な

居場所となるよう環境整備、運営に対し必要な支援を行ってまいります。

青少年センターでは、青少年を取り巻く社会環境の変化が子どもたちの健全育成に大きな影響を及ぼすことから、各町内会推薦指導員や各学校、関係機関と連携を図り、青少年の問題行動の未然防止や安全確保に努めてまいります。

また、市内小・中・高等学校・関係機関との協力で青少年表彰、青少年健全育成標語の取組を実施し、青少年健全育成の啓発に努めてまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者等からの悩みについて、教育専門相談員が電話や面接等で相談に応じてまいります。また、ひきこもりの解消や日中に相談ができない方のために夜間相談日を設けて対応してまいります。相談内容により、学校と情報交換を行いながら適切な支援及び指導を行ってまいります。

適応指導教室では、不登校の児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。

不登校は本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあるため、教育推進アドバイザーを中心に学校や関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ってまいります。

放課後子ども教室では、「自ら学び自ら考える力」を育むことを目的に、小学4年生から中学3年生までを対象に児童センターや市民文化センター、ふうれん地域交流センターを活用して、子どもたちの安全安心な居場所となる活動拠点を設け、勉強やスポーツ、文化活動等に取り組み、成果をあげてきたところです。

今年度も、地域の教育経験者などの協力を得て、自学自習の充実やテーマ学習の工夫を図り、子どもたちにとって有意義な教室となるよう努めてまいります。

(5) 地域文化の継承と創造

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例及び名寄市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、文化芸術の継承、地域文化の創造と振興を図るとともに、助成事業の推進などに努めてまいります。

また、優れた文化芸術を鑑賞する文化芸術鑑賞バスツアーや市民が日頃の文化活動の成果を発表する市民文化祭を実施するとともに、市民文化センター E N - R A Y ホールを核とした鑑賞事業やアウトリーチを含めた市民参加型の文化芸術事業を実施してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成 8 年 2 月の開館以来 23 年が経過し、これまでに 31 万人の利用者を数えているところであり、引き続き、地域に根差した視点に立って、地域の歴史や自然、文化に関する普及啓発を進めてまいります。博物館事業の主体となる展示活動では、もち米の里ふうれん特産館の商品パッケージデザインを手掛け、毎月 J

R 北海道車内誌の表紙を飾る藤倉英幸^{ふじくらひでゆき}氏の貼り絵の企画展を計画しています。その他、地域の歴史や自然を伝える自主企画による展示会や市民、団体による作品展を年間通じて開催し、市民に開かれた博物館活動を継続していきます。あわせて道内博物館・研究機関等との連携を進め、体験学習や講座などの充実を図り、郷土学習の拠点施設としての博物館を目指してまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成 31 年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

この自覚のもと、これまで推進してまいりました「児童生徒に『生きる力』を育む」取組が実を結び、名寄中学校においては、校内の研究主題「高い感受性

と自主性をもった生徒の育成」を目指した取組や道教委指定の「学校力向上に関する総合実践事業」、「ほっかいどう学力向上推進事業」における確かな学力や豊かな心を育む取組の成果が高い評価を得て、平成 29 年度上川管内教育実践表彰の学校表彰に引き続き、平成 30 年度北海道教育実践表彰の栄誉に輝きました。

また、名寄南小学校においては、平成 25 年度から「学校力向上に関する総合実践事業」の近隣実践校として、平成 30 年度からは、実践指定校として、基礎学力保障の取組や教師の資質向上などを中核に据えた学校改善の取組の成果が高い評価を得て、平成 30 年度上川管内教育実践表彰の学校表彰の栄誉に輝きました。

名寄市教育委員会としては、これまで以上に学校・家庭・地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。